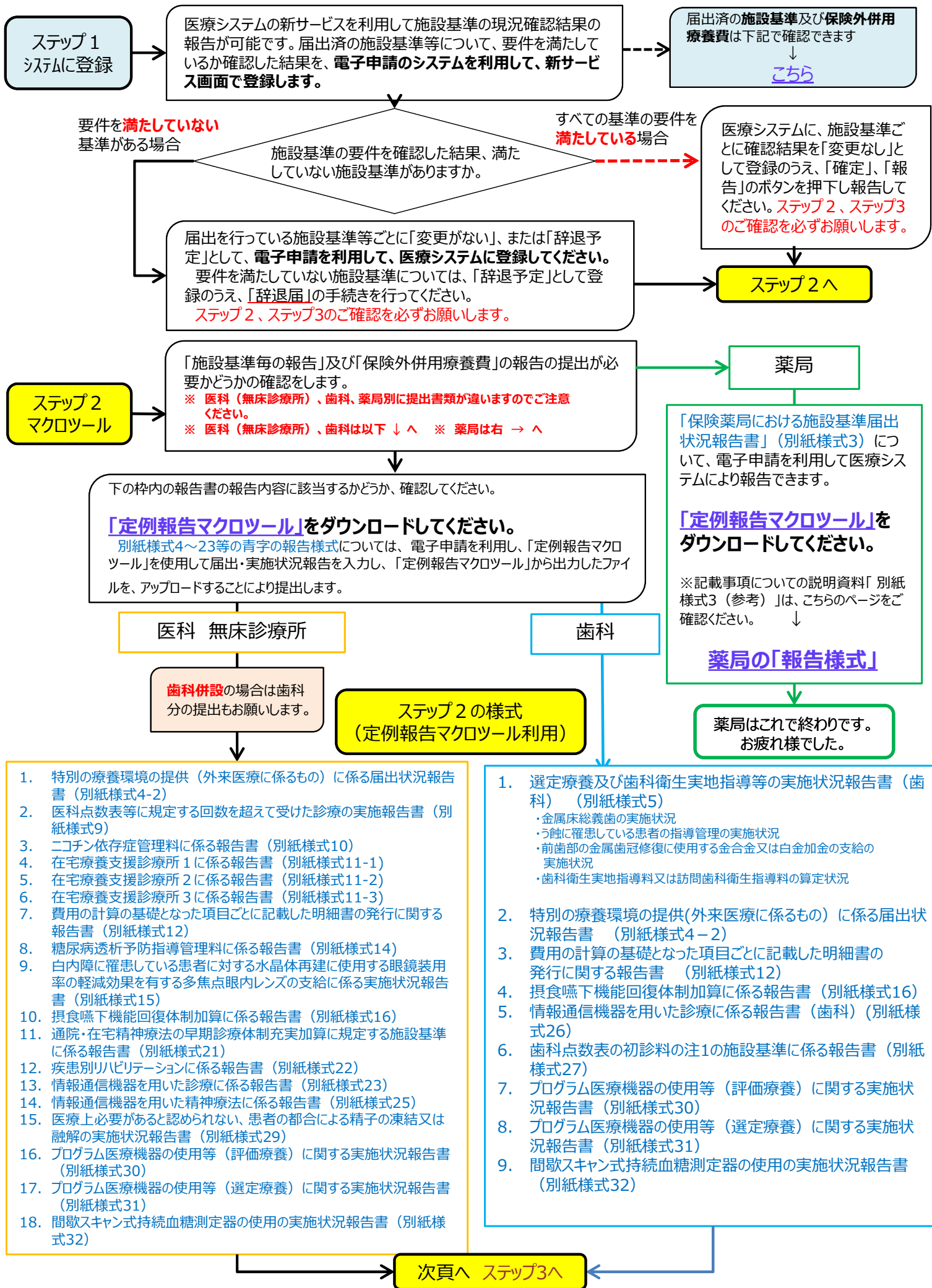
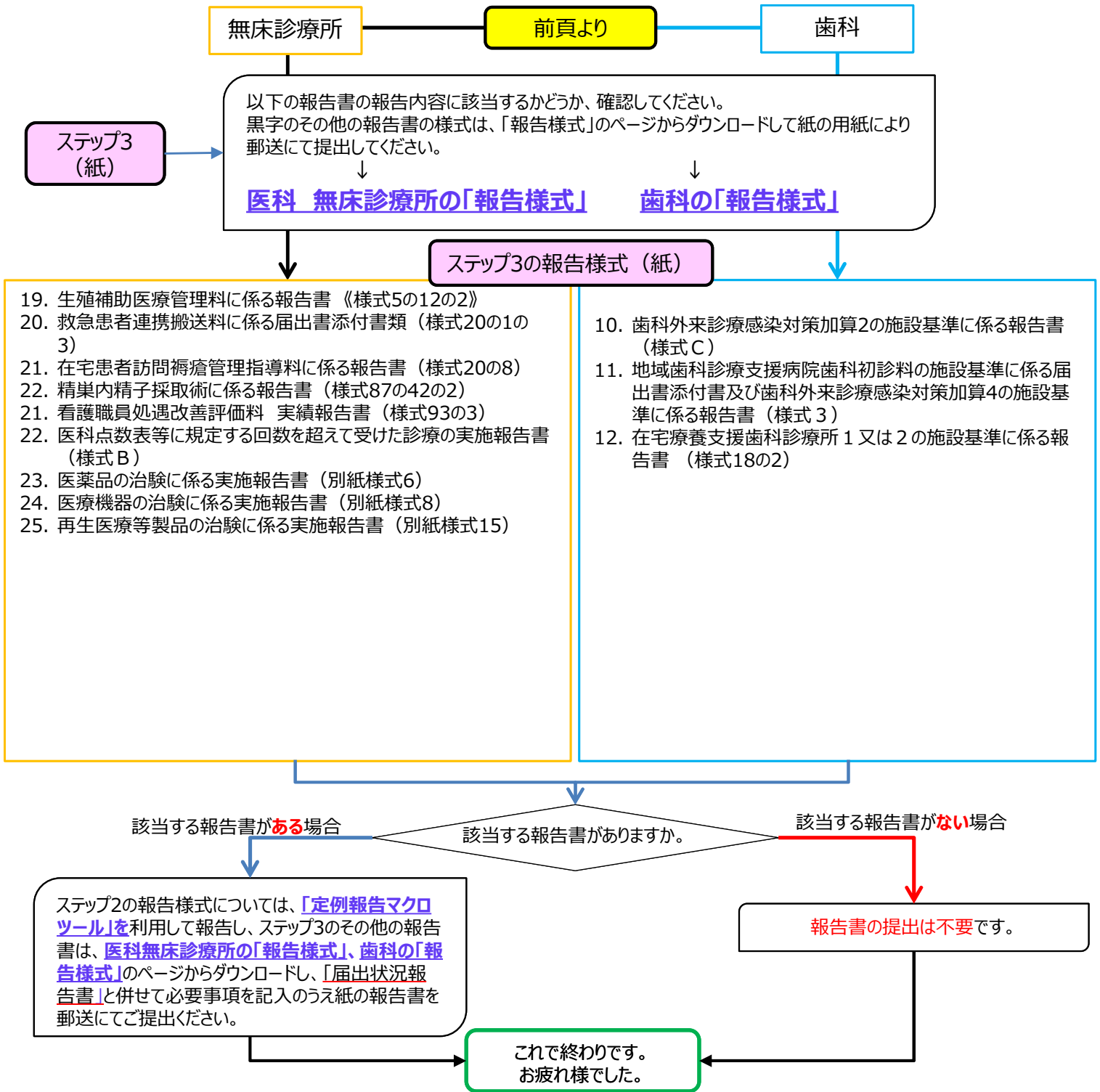


※赤い下線のある報告書名をクリックすると様式が開きます。紫の下線部については、クリックすると該当ページが開きます。
 ※施設基準及び保険外併用療養費以外も一部ありますのでステップ3までご確認願います。





☆届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できないので、ご注意ください。

※ この施設基準のみ要件を満たさない場合、「施設基準の届出の確認について (報告)」及び「辞退届」の提出は不要です。

【届出が不要となっている主な施設基準】

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・早朝等加算 ・医療情報取得加算 ・明細書発行体制等加算 ・臨床研修病院入院診療加算 ・妊産婦緊急搬送入院加算 ・重症皮膚潰瘍管理加算 ・強度行動障害入院医療管理加算 ・がん拠点病院加算 ・高度難聴指導管理料 ・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 ・小児抗菌薬適正使用支援加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・夜間休日救急搬送医学管理料 ・がん治療連携管理料 ・遠隔連携診療料 ・認知症専門診断管理料 ・連携強化診療情報提供料 ・歯科遠隔連携診療料 ・在宅時医学総合管理料の注8 ・施設入居時等医学総合管理料の注5 ・一般名処方加算 ・耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算 ・経皮的冠動脈形成術 ・経皮的冠動脈ステント留置術 | <ul style="list-style-type: none"> ・内視鏡的小腸ポリープ切除術 ・腎腫瘍凝固・焼灼術 (冷凍凝固によるもの) ・膀胱頸部形成術 (膀胱頸部吊上術以外)、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術 (鼠径部切開によるもの) ・医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6 (歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術 |
|---|---|---|